＜問題１＞

　ＡからＣまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List は、貨物の場合、提出書類通達の別表２の付表１に反映されている。

Ｂ　ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List は、技術の場合、提出書類通達の別表２の付表２に反映されている。

Ｃ　ワッセナー・アレンジメントの Category 6 Sensors and ″Lasers″は、貨物の場合、輸出令別表第１の１０の項に反映されている。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題２＞

ＡからＣのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。なお、輸出令別表第１の６の項（１）は告示貨物ではない。

Ａ　本邦のメーカーＸが、米国にあるメーカーＹに輸出令別表第１の６の項（１）に該当する軸受（総価額９０万円）を輸出する予定である。用途が通常兵器の製造であっても、少額特例を適用できる。

Ｂ　本邦のメーカーＸが、パキスタンにあるメーカーＹに輸出令別表第１の６の項（１）に該当する軸受（総価額９０万円）を輸出する予定である。用途が通常兵器の製造であっても、少額特例を適用できる。

Ｃ　本邦のメーカーＸが、イラクにあるメーカーＹに輸出令別表第１の６の項（１）に該当する軸受（総価額９０万円）を輸出する予定である。用途が家電の製造であれば、少額特例を適用できる。

１．１個
２．２個
３．３個

**（参考条文）輸出令第４条第１項第五号**

五　別表第１の５から１３まで又は１５の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が１００万円（別表第３の３に掲げる貨物にあつては、５万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第４に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第３に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のロ及びニのいずれの場合にも、又は同表に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第３の２に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

＜問題３＞

ＡからＣのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にある企業Ｘが、輸出令別表第１の１６の項（１）に該当する旋盤をベルギーにある企業Ｙに輸出する場合、キャッチオール規制について、経済産業大臣から許可の申請をすべき通知を受けることはない。

Ｂ　本邦にある企業Ｘが、輸出令別表第１の１６の項（２）に該当する貨物をアルゼンチンにある企業Ｙに輸出する場合、キャッチオール規制について、経済産業大臣から許可の申請をすべき通知を受けることはない。

Ｃ　本邦にある企業Ｘが、外為令別表の１６の項に該当する暗号通信技術について、口頭でスイスにある企業Ｙに提供する場合、キャッチオール規制について、経済産業大臣から許可の申請をすべき通知を受けることはない。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題４＞

ＡからＣのうち、誤っている説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　外為法第２５条第１項中の「技術」は、「プログラム」を含まない。

Ｂ　役務取引許可については、運用通達で規定している役務取引許可基準により行う。

Ｃ　外為令別表の「係る技術」と「必要な技術」を比較すると「係る技術」の方が規制範囲が狭い。

１．１個

２．２個

３．３個

＜問題５＞

ＡからＣのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　米国にあるＸ銀行の大阪支店は、非居住者として取り扱う。

Ｂ　初来日から７か月経過したタイ人留学生Ｘは、居住者として取り扱う。

Ｃ　米国にある大学を卒業し、来日から２か月経過した米国人Ｘは、本邦にある工作機械メーカーＹに就職した。この場合、来日から６か月経過するまでは、非居住者として取り扱う。

１．１個

２．２個

３．３個

＜問題６＞

ＡからＣのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　外為法第２５条第１項に基づく許可を受けずに同項に規定する取引を行った者に対する外為法の行政制裁の規定は、外為法第２５条の２第１項に規定されている。

Ｂ　外為法第２５条第４項に基づく許可を受けずに同項に規定する取引を行った者に対する外為法の行政制裁の規定は、外為法第６９条の６第１項に規定されている。

Ｃ　外為法第４８条第１項に基づく許可を受けずに同項に規定する貨物の輸出をした者に対する外為法の行政制裁の規定は、外為法第７２条第１項に規定されている。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題７＞

ＡからＣのうち、誤っている説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にある貿易会社Ｘは、報告告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術をタイにあるＹ社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社Ｘは、契約締結後、当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

Ｂ　本邦にある貿易会社Ｘは、報告告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術を韓国にあるＹ社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社Ｘは、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

Ｃ　本邦にあるメーカーＸは、報告告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術で、公開特許情報である技術資料Ｚを中国にあるＹ社に提供する契約を締結する予定である。この場合、メーカーＸは、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題８＞

輸出令別表第１の８の項、貨物等省令第７条第四号について、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

A　光コンピュータ専用に設計されたLSI（大規模集積回路）は、貨物等省令第７条第四号に該当する。

B　医療用に設計された装置に組み込まれたニューラルコンピュータは、貨物等省令第７条第四号に該当する。

C　シストリックアレイコンピュータは、計算速度に関わらず、貨物等省令第７条第四号に該当する。

１．１個

２．２個

３．３個

（参考条文）貨物等省令第7条第四号

| 貨物等省令第7条 | | 解釈 | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 項目 | 用語 | 用語の意味 | |
| 貨物等省令第7条第四号 | 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品<br>イ　シストリックアレイコンピュータ<br>ロ　ニューラルコンピュータ<br>ハ　光コンピュータ | シストリックアレイコンピュータ | データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲイトのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。 | |
| | | ニューラルコンピュータ | ニューロン（神経細胞又は神経突起）又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。すなわち、以前のデータに基づいて多数の演算構成要素間の相互接続の重み付け及び数を調節できるハードウェアの能力によって、特徴付けられる演算装置を指す。 | |
| | | 光コンピュータ | データ表現のために光を用いるように設計又は設計変更されている計算機であって、かつ、その演算論理素子が直接光学デバイスに結合しているものをいう。 | |
| | | 貨物等省令第7条に掲げる貨物 | | 次のいずれかに該当するものを除く。<br>イ　医療用に設計された装置<br>ロ　医療用に設計された装置に組み込まれたもの |

＜問題９＞

ＡからＣのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にあるメーカーＸは、在日ブラジル大使館より、外為令別表の９の項（１）に該当するソフトウェア（１セット）の注文を受けた。メーカーＸが、在日ブラジル大使館にソフトウェアを納品する場合、役務取引許可申請が必要である。

Ｂ　本邦にあるメーカーＸは、在日ブラジル大使館より、輸出令別表第１の９の項（１）に該当する通信装置（価額１５０万円・１セット）の注文を受けた。メーカーＸが、在日ブラジル大使館に通信装置を納品する場合、輸出許可申請が必要である。

Ｃ　本邦にあるメーカーＸは、沖縄にある在日米軍より、外為令別表の９の項（１）に該当するソフトウェア（１セット）の注文を受けた。メーカーＸが、在日米軍にソフトウェアを納品する場合、役務取引許可申請が必要である。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１０＞

ＡからＣのうち、下線部分が誤っている説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にあるメーカーＸは、タイにある電気自動車メーカーＹより１つの注文で、輸出令別表第１の６の項（７）１に該当するロボット１台（価額９０万円）と輸出令別表第１の６の項（７）２に該当するロボット１台（価額８０万円）の注文を受けた。この場合、メーカーＸは、少額特例を適用して輸出することができる。

Ｂ　本邦にあるメーカーＸは、タイにある電気自動車メーカーＹより１つの注文で輸出令別表第１の３の項（２）７に該当する弁１セット（価額５万円）と輸出令別表第１の３の項（２）９に該当するポンプ１セット（価額４万円）の注文を受けた。この場合、メーカーＸは、少額特例を適用して輸出することができる。

Ｃ　本邦にあるメーカーＸは、タイにある電気自動車メーカーＹより１つの注文で輸出令別表第１の１４の項（２）に該当する塩基性サルチル酸銅（価額５万円）と輸出令別表第１の１４の項（２）に該当するサルチル酸鉛（価額４万円）の注文を受けた。この場合、メーカーＸは、少額特例を適用して輸出することができる。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１１＞

ＡからＣまでのうち、包括許可取扱要領について、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。なお、輸出する貨物は、輸出令別表第１の７の項（１）に該当する集積回路(価額２００万円)である。

Ａ　本邦からフランスを経由して、レバノンに輸出する場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる。

Ｂ　本邦からスイスを経由して、英国に輸出する場合、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる。

Ｃ　本邦からアフガニスタンを経由して、英国に輸出する場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる。

１．１個

２．２個

３．３個

＜問題１２＞

本邦にある貿易会社Ｘが、ＡからＣまでの貨物について、外為法第４８条第１項の規定による許可を受けないで輸出をしたとき、外為法第７２条第１項第一号が適用されるものはいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　輸出令別表第１の２の項（１２）１に該当するＮＣ工作機械
Ｂ　輸出令別表第１の６の項（２）に該当するＮＣ工作機械
Ｃ　輸出令別表第１の１５の項（２）に該当する電波吸収材

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１３＞

包括許可取扱要領の別表３の（１２）（表１）について、ＡからＣまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にある貿易会社が、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の９の項（１）に該当する通信装置をスイスにあるメーカーに輸出する際、「その他の軍事用途」に「用いられるおそれがある場合」は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効する。

Ｂ　本邦にある貿易会社が、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の９の項（１）に該当する通信装置をインドにあるメーカーに輸出する際、「核兵器等の開発等」に「用いられるおそれがある場合」は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効する。

Ｃ　本邦にある貿易会社が、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の９の項（１）に該当する通信装置をフランスにあるメーカーに輸出する際、「核兵器等の開発等」に「用いられる疑いがある場合」は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効する。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１４＞

ＡからＣまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にあるメーカーＸは、韓国にあるメーカーＹが議決権の７０％を有する子会社である。メーカーＹの甲部長（非居住者）は、本邦にあるメーカーＸの取締役も兼務している。毎月、３日間、本邦に滞在し、メーカーＸの取締役会に出席している。この場合、甲部長は、特定類型①に該当する。

Ｂ　本邦にあるメーカーＸは、米国にあるメーカーＹが議決権の５０％を有する子会社である。メーカーＸの甲取締役（居住者）は、米国にあるメーカーＹの取締役も兼務している。毎月、３日間、米国に滞在し、メーカーＹの取締役会に出席している。この場合、甲取締役は、特定類型①に該当しない。

Ｃ　本邦にあるメーカーＸは、台湾にあるメーカーＹの議決権の６０％を有する親会社である。メーカーＸの甲部長（居住者）は、台湾にあるメーカーＹの取締役も兼務している。毎月、３日間、台湾に滞在し、メーカーＹの取締役会に出席している。この場合、甲部長は、特定類型①に該当する。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題１５＞

外為令別表の３の項又は貨物等省令第１５条の２について、ＡからＣまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

**（参考条文）**

| | 技　術 |
|---|---|
| 外為令別表の3の項 | (1)輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術<br>(2)輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの |
| 貨物等省令第15条の2 | 外為令別表の3の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。 |
| （解釈）「使用」 | 外為令別表の3の項(1)における「使用」は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。 |

Ａ　外為令別表の３の項（１）と（２）における「使用」の用語の解釈は、同じである。

Ｂ　外為令別表の３の項（１）には、貨物等省令はないが、外為令別表の３の項（２）には、貨物等省令第１５条の２がある。

Ｃ　輸出令別表第１の３の項（１）に該当するシアン化カリウムの取扱説明書は、外為令別表の３の項（１）に該当する。

１．１個

２．２個

３．３個

＜問題１６＞

　ＡからＣまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　貨物等省令第８条第一号に該当する「監視用の方向探知機」専用の制御マイコン単体は、貨物等省令第８条第一号に該当しない。

Ｂ　核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる影響を防止することができるように設計した「通信用の光ファイバー」は、「宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したもの」であれば、貨物等省令第８条第一号に該当しない。

Ｃ　貨物等省令第８条第一号に該当する「フェーズドアレーアンテナ」の電源装置単体であって、他の用途に用いることができるものは、貨物等省令第８条第一号に該当する。

１．１個

２．２個

３．３個

**（参考条文）貨物等省令第8条第一号**

| | |
|---|---|
| 貨物等省令第８条第一号 | 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの<br>イ　核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる影響を防止することができるように設計したもの<br>ロ　ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したもの（宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。） |

| | |
|---|---|
| | ハ　零下５５度より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）<br><br>ニ　１２４度を超える温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。） |

＜問題１７＞

ＡからＣまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にある貿易会社Ｘのタイ支店は、輸出令別表第１の７の項（１）　に該当する集積回路（価額９０万円）を韓国にあるメーカーＹより購入し、中国にあるメーカーＺに売却する予定である。当該集積回路は、韓国にあるメーカーＹより中国にあるメーカーＺに直接輸出される。メーカーＺの用途は、航続距離３００キロを超える無人航空機の製造である。この場合、貿易会社Ｘは、外為法第２５条第４項に基づく仲介貿易取引許可申請は不要である。

Ｂ　本邦にある貿易会社Ｘのインド支店は、外為令別表の１の項に該当する銃の設計図面を米国にあるメーカーＹより購入し、イスラエルにあるメーカーＺに売却する予定である。当該銃の設計図面は、メーカーＹよりメーカーＺに直接提供される。この場合、貿易会社Ｘは、外為法第２５条第１項に基づく役務取引許可申請が必要である。

Ｃ　本邦にある貿易会社Ｘのインドネシア支店は、輸出令別表第１の１の項に該当する産業用銃をオーストラリアにあるメーカーＹより購入し、タイにあるメーカーＺに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーＹよりメーカーＺに直接輸出される。メーカーＺの用途は、住宅建築用途であっても貿易会社Ｘは、外為法第２５条第４項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。

１．１個

２．２個

３．３個

＜問題１８＞

ＡからＣまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にある素材メーカーＸは、毎年１回、輸出令別表第１の５の項に該当する貨物（価額７０万円）について少額特例を適用して、米国にある航空機メーカーＹに輸出している。この場合、素材メーカーＸは、外為法第５５条の１０第１項の「輸出等を業として行う者」にあたる。

Ｂ　海外で雑貨の１ドルショップを展開している本邦の貿易会社Ｘは、輸出令別表第１の１６の項に該当する貨物のみを輸出している。この場合、輸出者等遵守基準に定める該非確認責任者の選任は不要である。

Ｃ　本邦にある専門商社Ｘは、輸出令別表第１の１６の項に該当するプラスチックのみの輸出を行っている。全社員は、役員を含めて１００人であるが、そのうち、輸出等業務従事者は、７０人である。この場合、専門商社Ｘは、遵守基準省令によって、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」対象は、１００人で法的義務がある。

１．１個

２．２個

３．３個

＜問題１９＞

ＡからＣまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　外為法第２５条第４項の仲介貿易取引許可では、一定の取引について、「居住者」が経済産業大臣の許可を受けなければならない。

Ｂ　外為法第２５条第４項の仲介貿易取引許可では、政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引が規制対象となっている。

Ｃ　外為法第２５条第４項の仲介貿易取引許可では、中華人民共和国、香港、マカオは、それぞれ異なる外国として扱う。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題２０＞

包括許可取扱要領の別表３の（１２）（表２）について、ＡからＣまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記１から３までの中から１つ選びなさい。

Ａ　本邦にあるメーカーＸが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の９の項（７）に該当する暗号通信装置（価額２００万円）を米国の警察署に輸出する際、反政府活動等に対する治安維持活動に使用すると連絡を受けている場合、「届出」が必要である。

Ｂ　本邦にあるメーカーＸが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の９の項（７）に該当する暗号通信装置　（価額２００万円）を英国の警察署に輸出する際、反政府活動等に対する治安維持活動に使用すると連絡を受けている場合、「報告」が必要である。

Ｃ　本邦にあるメーカーＸが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の９の項（７）に該当する暗号通信装置（価額２００万円）をネパールの警察に輸出する際、山岳地域の登山者の救出に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は不要である。

１．１個
２．２個
３．３個

＜問題２１＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーWは、優秀なエンジニアが集められないので、海外にエンジニアを求めている。今年は、インドの名門大学を卒業したインド人のHを２０２６年３月１日からインドで採用し、インドにあるメーカーWの事務所で勤務している。この場合、Hは、２０２６年３月１日から、「居住者」として取り扱われる。

１．正しい。
２．誤っている。

＜問題２２＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

本邦にある大学Ｘの大学院生である日本人Ａは、外国法人Ｙと雇用契約を締結し、その指揮命令に服し、日本の量子暗号技術に関する技術の収集に従事している。この場合、日本人Ａは、日本人なので特定類型①に該当しない。

１．正しい。
２．誤っている。

＜問題２３＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

Part740.3 の少額輸出（LVS）は、輸出令第４条第１項第五号の少額特例と全く同じ法制度で、中国向け輸出・再輸出に適用できる。

１．正しい。
２．誤っている。

＜問題２４＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の　2　桁目の英記号は品目の形態を表しており、「E」は当該品目が技術であることを示している。

１．正しい。
２．誤っている。

＜問題２５＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「１」を、誤っている場合は、「２」をマークしなさい。

本邦にある貿易会社Ｘは、米国の技術やソフトウェアに基づく直接製品でも米国原産品目を組み込んだ組込品でもない１００％オーストラリア原産品目の鉄鉱石を輸入し、本邦から中国の製鉄メーカーＹに輸出する場合、EAR の再輸出規制の対象となる。

１．正しい。
２．誤っている。